**催物等における食品提供について**

催物等とは、季節的または一時的に公共的な目的をもって開催され、不特定多数の者が

自由に参加できる行事を言います。

催物等であって、以下の要件を全て満たす場合は食品衛生法第55条に基づく営業許可を必要としないものとして取り扱いますので、主催者は出店内容が決定次第、開催初日より

概ね２週間前までに｢臨時食品調理販売届｣を管轄保健所へ提出してください。

ただし、同一主催者による催物等の開催または同一出店者による催物等への出店が年度４日間を超えた場合は営業許可が必要です。

１　要件

(1)営利を目的としないこと。

(2)次のア～クに掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 市民祭、産業祭等の国や地方公共団体が主催・共催・後援するもの

イ 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する祭り、バザー

ウ 神社、仏閣等の縁日祭礼

エ 農業協同組合等の団体が主催する農業祭等

オ 福祉団体が行う各種催物

カ 企業が地域に貢献するために開催する企業祭等

ただし、企業本来の営業行為の一環として、催物の形態で行う場合を除く。

キ 学校、保育園、幼稚園等が主催する学園祭、文化祭、バザー等

ク その他これらに類する催物等で保健所長が認めるもの

(3)主催者の活動地域及びその周辺地域で開催されるものであること。

(4)「催事等において食品を提供する方へ」で示す施設設備、食品等の取扱い及び提供が

可能な食品について遵守すること。

**※催物等において提供できる食品は、原則として現地で提供直前に加熱調理**

**して、その場で飲食させる食品です。**

２　管轄保健所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保健所名 | 住所 | 電話番号 | 管轄市町村 |
| 安芸保健所衛生環境課 | 〒784-0001安芸市矢ノ丸1-4-36高知県安芸総合庁舎 | 0887-34-3173 | 安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 |
| 中央東保健所衛生環境課 | 〒782-0016香美市土佐山田町山田1128-1 | 0887-53-3190 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村 |
| 中央西保健所衛生環境課 | 〒789-1201高岡郡佐川町甲1243-4 | 0889-22-2588 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村 |
| 須崎保健所衛生環境課 | 〒785-0005須崎市東古市町6-26須崎第二総合庁舎 | 0889-42-1999 | 須崎市、梼原町、津野町、中土佐町、四万十町 |
| 幡多保健所衛生環境課 | 〒787-0028四万十市中村山手通19幡多総合庁舎 | 0880-34-5119 | 四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町 |
| 高知市保健所生活食品課 | 〒780-0850高知市丸ノ内1-7-45 | 088-822-0588 | 高知市※県域の保健所ではありません。※指定様式等も異なります。 |

３　提出書類について

・臨時食品調理販売届

・臨時食品調理販売届における確認事項

（添付書類）

・使用水が水道水以外の場合、水質検査成績書（１年以内）（写し可）

・催事全体がわかる平面図（全ての出店店舗の配置が分かるもの）、各ブースレイアウト図

・イベントに関するチラシ等（作成している場合のみ）

・調理従事者名簿及び調理方法（保健所が提出を求めた場合のみ提出する）

※書類は主催者が取りまとめて提出すること。